

次期財政検証のオプション試算について

次期財政検証のオプション試算

- 2019年財政検証では、法律で要請されている現行制度に基づく「財政の現況及び見通し」に加えて、年金部会での議論等を踏まえたうえで、一定の制度改革を仮定したオプション試算を実施した。
- 「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（2019年12月27日）においては、今後の年金制度改革でもオプション試算を踏まえたうえで議論を進めていくべきとされており、次期財政検証でもオプション試算を行う予定。
- オプション試算の内容については、
 - ・ 年金部会等で見直しの議論がされており、改正後の姿が想定でき、試算を行うための制度の前提を設定することができるもの
 - ・ 年金財政に対して、一定程度影響があると見込まれるものについて行うものとする。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（令和元年12月27日）（抄）

Ⅲ 今後の年金制度改革の方向性

- これまで述べたように、本部会では、社会保障制度改革国民会議報告書や社会保障制度改革プログラム法に規定された課題のうち、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大及び高齢期の就労と年金受給の在り方について、2019（令和元）年財政検証におけるオプション試算の結果も参照しながら、議論を進め、今般の年金制度改革として行うべき事項を整理した。
- しかし、公的年金制度が、2004（平成16）年改正の財政フレームの下、長期にわたり老後生活の基本を支えるという役割を引き続き果たすためには、今回の年金制度改革が与える影響や今後の社会経済の変化の動向などを検証し、社会経済や労働市場の変化に対応した制度の在り方について雇用政策とも連携しながら今後とも検討を進めていく必要があることは言うまでもない。

社会経済状況に応じて5年に1度財政検証を行う公的年金制度には、制度改革、その効果検証、社会保障の動向把握、年金財政の現状把握と将来像の投影というPDCAサイクルが組み込まれている。このサイクルにおいて、オプション試算は社会経済の変化に対応した改革志向の議論を進めていく上で必要不可欠なものである。今後とも、課題に対応した内容の充実も含めて、オプション試算を重視した改革論議を進めていくべきである。

オプションA・・・被用者保険の更なる適用拡大

適用拡大①（125万人ベース）； 被用者保険の適用対象となる現行の企業規模要件を廃止した場合

・ 所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入（月8.8万円以上）のある者（125万人）に適用拡大し、その後は、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合。

適用拡大②（325万人ベース）； 被用者保険の適用対象となる現行の賃金要件、企業規模要件を廃止した場合

・ 対象外となる者を除いて、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大。学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については対象外。

適用拡大③（1,050万人ベース）； 一定の賃金収入（月5.8万円以上）がある全ての被用者へ適用拡大した場合

・ 学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。（雇用者の中で月5.8万円未満の者のみ対象外）

オプションB・・・保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択

- ① **基礎年金の拠出期間延長**； 基礎年金給付算定時の納付年数の上限を現在の40年（20～60歳）から45年（20～65歳）に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合
- ② **在職老齢年金の見直し**； 65歳以上の在職老齢年金の仕組みを緩和・廃止した場合
- ③ **厚生年金の加入年齢の上限の引き上げ**； 厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合
- ④ **就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大**； 受給開始可能期間の年齢上限を現行の70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算。
- ⑤ **就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大（オプションB-④に①～③の制度改正を加味）**； 上記①～③の制度改正を仮定した上で、受給開始可能期間の年齢上限を現行の70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算。

注；上記④、⑤の試算において、70歳以上の繰下げ増額率は、現行の繰下げ増額率（1月当たり0.7%）を使用すると仮定

参考試算・・・2016年年金改革法による年金額改定ルールの効果

- ① 2016年年金改革法による賃金が低下時に賃金変動に合わせて改定することによる効果
- ② 2016年年金改革法によるマクロ経済スライド調整の見直し（キャリアオーバー）による効果

注： 物価・賃金に景気の波（10年周期、物価上昇率±1.1%、名目賃金上昇率±2.9%）による経済変動を仮定し効果を測定

現行制度(法改正後)： 2019（令和元）年財政検証に、2020（令和2）年年金改正法を反映したものの

追加試算①：基礎・比例の調整期間一致(40年加入)

基礎年金と報酬比例の給付水準のバランスを確保できるよう、基礎年金拠出金の仕組みを見直し、マクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

追加試算②：基礎・比例の調整期間一致+45年加入(延長分に国庫あり)

基礎・比例の調整期間一致に加え、基礎年金を45年加入（20～64歳）とし、延長期間（60～64歳）に係る給付に2分の1の国庫負担がある場合

追加試算③：基礎・比例の調整期間一致+45年加入(延長分に国庫なし)

基礎・比例の調整期間一致に加え、基礎年金を45年加入（20～64歳）とし、延長期間（60～64歳）に係る給付に国庫負担がなく、全て保険料財源で賄う場合

注1 本試算（①、②、③）では、国民年金と厚生年金を合わせて、概ね100年間の収支均衡を図ることができるよう、基礎年金と報酬比例に共通するマクロ経済スライドの調整期間を設定し、給付水準の見通しや国民年金と厚生年金とを合わせた収支見通しを試算。

注2 本試算では、基礎年金拠出金の仕組みの見直しについて具体的な前提をおいていないが、どのように見直したとしても、追加試算①～③それぞれにおいて、マクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じとなる。

注3 ②、③の45年加入は、2027年度以降、60歳に達する者から45年加入に延長と仮定。

注4 人口、経済等の試算の基礎数値については、2019（令和元）年財政検証と同じ。